

議員提出議案第一号

箕面市議会委員会条例改正の件

箕面市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年十月一日提出

箕面市議会議員 岡 沢 聡

同 神 田 隆 生

同 川 上 加 津 子

同 中 井 博 幸

同 神 代 繁 近

箕面市条例第 号

箕面市議会委員会条例の一部を改正する条例

箕面市議会委員会条例（昭和三十四年箕面市条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項に次のただし書を加える。

ただし、議長は常任委員にならないものとする。

第二条第三項第一号中「七人」を「六人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

箕面市議会議長は常任委員にならないものとし、それに伴い、総務常任委員会の委員の定数を変更するため、本条例を改正するものである。